



笠間市告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により笠間都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年6月15日

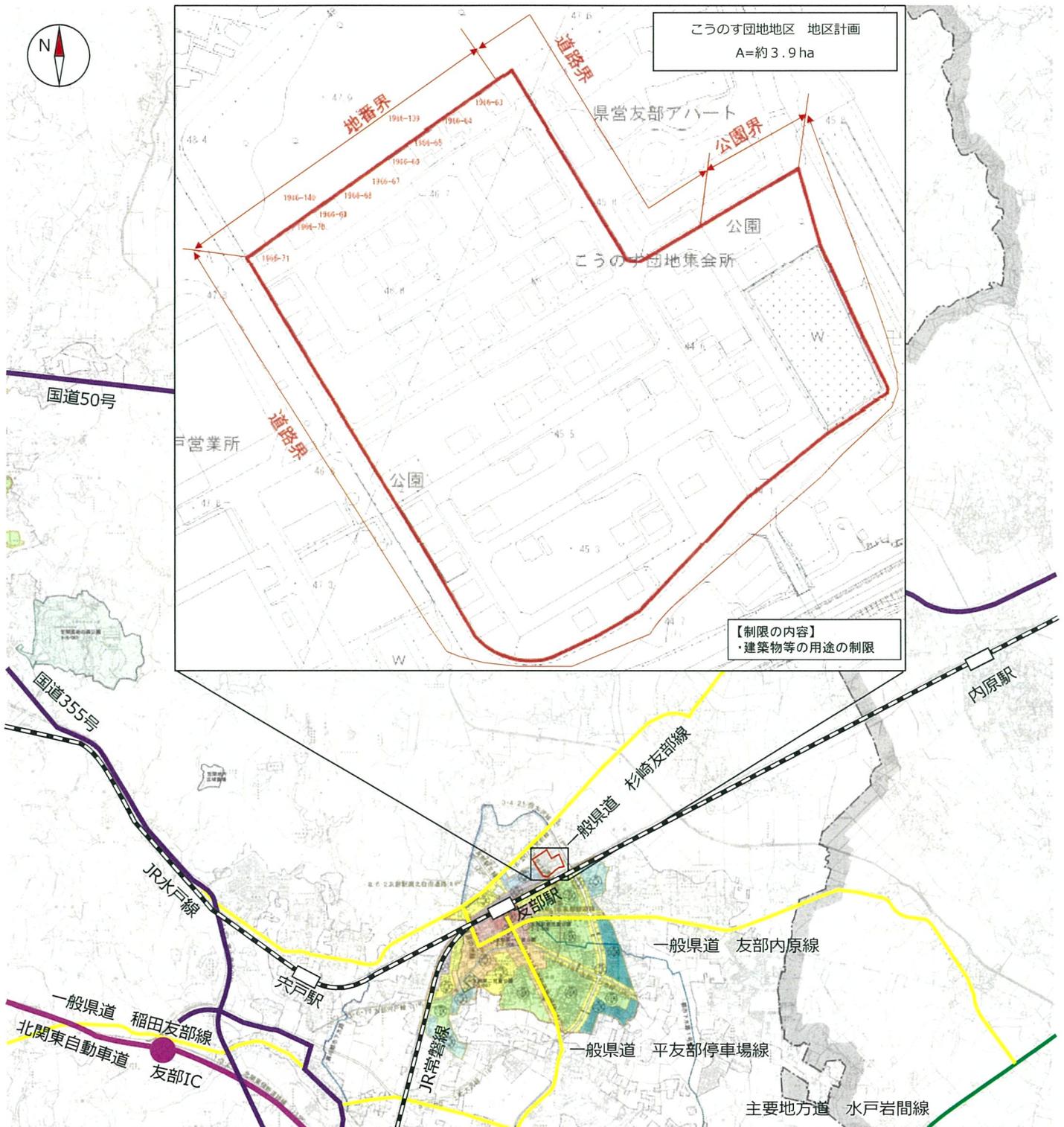
笠間市長 山口 伸樹



- 1 都市計画の種類  
地区計画（このす団地地区地区計画）
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
笠間市鴻巣字前原の一部  
南友部字東遠原の一部
- 3 縦覧場所  
笠間市役所 都市建設部 都市計画課

# 笠間都市計画 地区計画の決定（笠間市決定）

## 位置図



## 【決定理由】

第一種住居地域が指定される地域内で、戸建ての住宅団地の区域である本地区においては、低層住宅の集積による閑静な住環境の維持・保全を図る必要があるため、地区計画を決定する。

## 笠間都市計画地区計画の決定（笠間市決定）

都市計画このす団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称	このす団地地区地区計画		
位 置	笠間市 鴻巣字前原の一部 南友部字東遠原の一部		
面 積	約 3.9 h a		
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 常磐線友部駅から北東方向約 0.4 k m に位置する戸建ての住宅団地として整備された地区である。</p> <p>本計画は、第一種住居地域に指定されている地域内において、本地区の低層住宅の集積による閑静な住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	現に形成されている、住宅団地における住環境が損なわれないよう、周辺環境と調和した土地利用とする。	
	建築物等の整備の方針	閑静な住環境の維持・保全を図るため、建築物の用途の制限を定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第 2 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
		適用の除外	<p>建築物等に関する事項の規定について、次のいずれかに該当する場合は、適用を除外する。</p> <p>(1) 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等で当該規定に適合しないものを継続して使用する場合</p> <p>(2) 市長が公益上必要な建築物等で用途上又は構造上やむを得ないと認め、又は当該地区整備計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合</p>

区域は、計画図表示のとおり。

理由：第一種住居地域が指定される地域内で、戸建ての住宅団地の区域である本地区においては、低層住宅の集積による閑静な住環境の維持・保全を図る必要があるため、地区計画を決定する。